

【韓国】北朝鮮人権法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2016年3月2日、北朝鮮住民の人権の保護及び促進を目的とした「北朝鮮人権法」が国会本会議で可決され、翌3月3日に公布された（同年9月4日施行）。

1 背景と経緯

2000年代以降、北朝鮮の人権状況（日本人を始めとする拉致被害者問題、収容者が十数万人にも及ぶと推定される政治犯収容所等）に対する国際社会の関心が高まった。国連人権委員会（現「国連人権理事会」）や国連総会において、北朝鮮に対して人権状況の改善を促す「北朝鮮人権状況決議」が継続して採択されるとともに、北朝鮮の人権状況の改善を目的とした法律が、2004年にはアメリカで（公法第108-333号「北朝鮮人権法（North Korean Human Rights Act of 2004）」）、2006年には日本で（「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）」）、それぞれ制定された。

これら国際社会の動きに呼応して、韓国においても同様の法律を制定しようとする動きが起こり、2005年以降、継続して複数の関連法案が国会に提出された。しかし、法律の制定が南北関係を悪化させ、逆に人権状況を悪化させる等の批判も根強く、第17代国会（2004年5月～2008年5月）及び第18代国会（2008年5月～2012年5月）では廃案となった。

法案成立に向けた動きが本格化したのは、第19代国会（2012年5月～2016年5月）の終盤になってからである。人権状況の改善に主眼を置く与党セヌリ党と、食料、医薬品等の人道支援を重点課題とする野党新政治民主連合（現「共に民主党」）の双方が歩み寄りを見せた結果、2016年2月29日、両者の案を折衷した「北朝鮮人権法案」が、外交統一委員会提出法案として改めて国会に提出され、同年3月2日、国会本会議で可決された。

2 制定法の概要

北朝鮮人権法は、本則17か条及び附則から成る。人権状況の改善及び人道支援に関する規定のほか、人権状況を記録し保存する機関の設置に関する規定も盛り込まれた。

(1) 目的（第1条）

世界人権宣言等の国際人権規約に規定された自由権及び生存権を追求することにより、北朝鮮住民の人権の保護及び促進（以下「北朝鮮人権促進」）に寄与することを目的とする。

(2) 基本原則及び国の責務（第2条）

①北朝鮮人権促進のために努力すること、②南北関係の発展及び朝鮮半島における平和定着のために努力すること、③北朝鮮人権促進のための財源を確保すること。

(3) 定義（第3条）

「北朝鮮住民」とは、「軍事境界線以北の地域に居住し、同地域に直系家族・配偶者・職業等、生活の根拠を置いている者」をいう。

(4) 北朝鮮人権促進諮問委員会（第5条）

北朝鮮人権促進関連政策に関する諮問に応じるため、統一部（部は省に相当）に北朝鮮人権促進諮問委員会（以下「委員会」）を置く。委員会は10人以内の委員（与野党が半数ずつ推薦）で構成され、委員長は委員の互選とする（その他詳細は大統領令で規定）。

(5) 北朝鮮人権促進基本計画（第6条）

統一部長官（以下「長官」）は、関係中央行政機関の長と協議し、委員会の諮問を経て3年ごとに北朝鮮人権促進基本計画を策定し、毎年、同計画に基づいた執行計画を策定する。長官は、同計画及び同執行計画が策定されたときは、遅滞なく国会に報告する。

(6) 南北人権対話の推進（第7条）

政府は、北朝鮮人権促進に関する重要事項について、南北人権対話を推進しなければならない（南北人権対話の推進のために必要な事項は大統領令等で規定）。

(7) 人道的支援（第8条）

国が北朝鮮住民に対する人道的支援を行うときは、①国際的な（支援物資等の）引渡基準に基づく透明性の確保、②社会的弱者への優先支援を遵守するよう努力しなければならない（民間団体等による支援の場合も、遵守されるよう国が努力しなければならない）。

(8) 北朝鮮人権促進のための国際的協力（第9条）

国は、国際組織、外国政府等と協力し、北朝鮮人権促進に対する国際社会の関心を高めるために努力しなければならない。北朝鮮人権促進に係る国際的協力のために、外交部に「北朝鮮人権国際協力大使」を置くことができる（詳細は大統領令で規定）。

(9) 北朝鮮人権財団の設立、運営及び役員の構成（第10条～第12条）

政府は、北朝鮮の人権状況の調査、北朝鮮人権促進に関する研究及び政策立案等を行うため、北朝鮮人権財団を設立する。長官は、理事長（理事の互選）を含む12人以内の理事（長官が2人推薦、それ以外を与野党が半数ずつ推薦、任期3年で1回のみ再任可）を任命するとともに、同財団を指導・監督し、必要な場合は関係機関の長に対し、同財団への公務員派遣を要請することができる。

(10) 北朝鮮人権記録センター（第13条）

北朝鮮住民の人権状況及び人権促進のための情報を収集・記録するため、統一部に北朝鮮人権記録センターを置き、①北朝鮮住民の人権状況の調査・研究に関する事項、②韓国軍捕虜、拉北者（韓国の拉致被害者）及び離散家族に関連する事項、③その他委員会が審議し長官が必要と認める事項を実施するとともに、関連する資料及び情報の収集、研究、保存、刊行等を行う。なお、同センターが収集・記録した資料は、3か月ごとに法務部に移管される。

(11) 関連機関等の協力（第14条）

長官は、北朝鮮人権促進に関する業務に係る資料提出、意見陳述その他必要な協力を他の行政機関、公共団体等に要請することができる。要請を受けた行政機関、公共団体等の長は、特別な事由がない限り、それに応じなければならない。

参考文献（インターネット情報は2016年6月17日現在である。）

・「북한인권법안(대안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1N6G0E2D2B3E1U3W4O9D4H8J7Q5P0>